

神奈川県へ避難されている皆様へ

原子力損害賠償 に関する最新情報 をご説明いたします



9/6
(日)

川崎市
教育文化会館

(会場詳細については裏面をご参照ください)

第1部 説明会 10:00～12:00

第1部・第2部
とも無料です

- 今後の生活再建に大きく関わる「住居確保にかかる費用」の賠償内容を中心に解説いたします。
- 避難指示区域（帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域）から避難されている方々が対象です。

第2部 個別相談会 13:00～16:00
〔各組60分〕

- 弁護士が原子力損害賠償全般のご相談に対応します。
- 原子力発電所事故で損害を受けた方々全員が対象です。

★定員制のため、第1部・第2部とも**事前予約**をお願いいたします。

予約ダイヤル



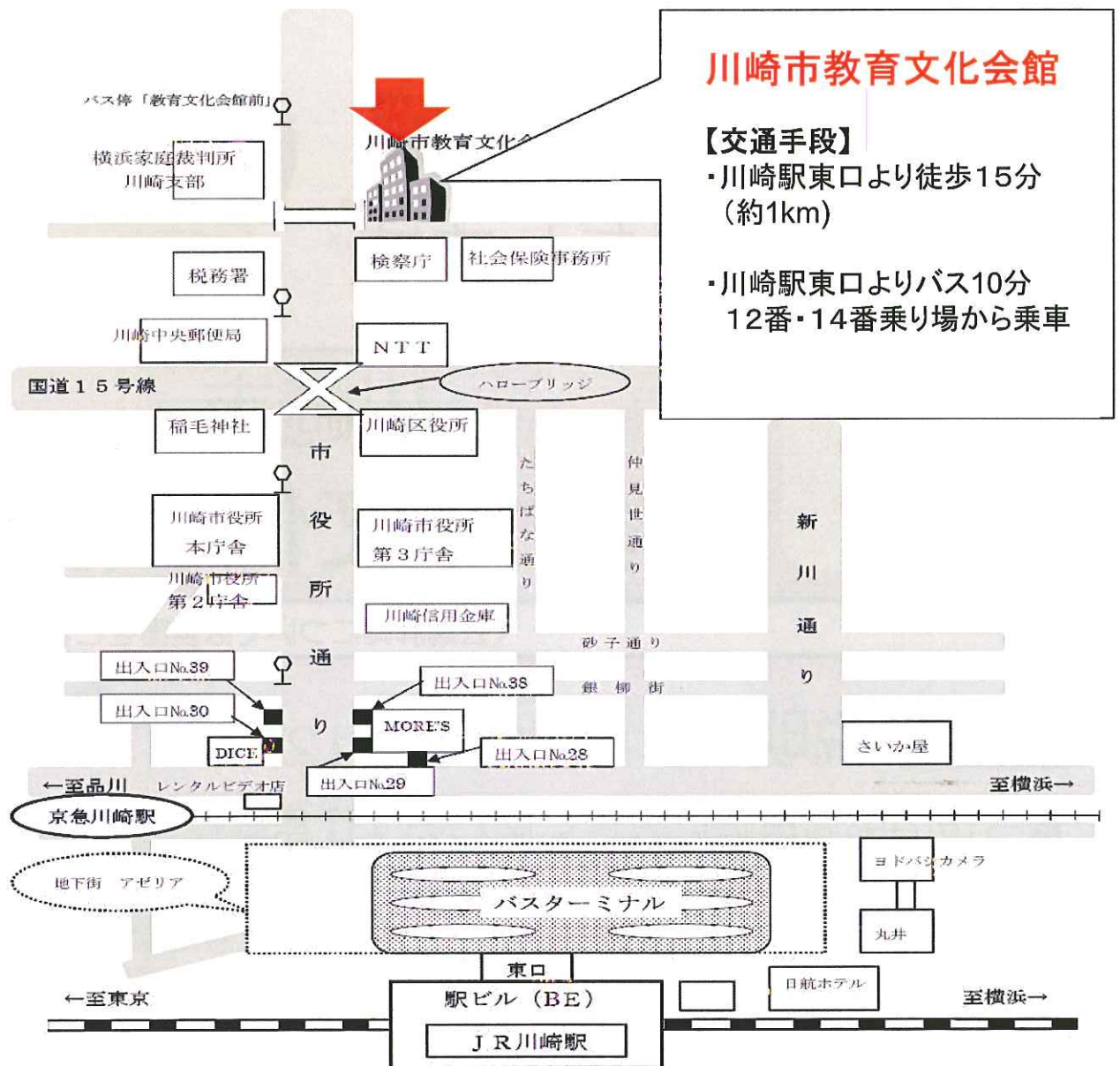
0120-330-540

●予約受付時間 9:00～17:00 (土日祝日も受付)

【会場】川崎市 教育文化会館 3階 第4会議室

住所：神奈川県川崎市川崎区富士見2-1-3

【周辺案内図】



★専用駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

機構の相談会では、弁護士がさまざまなご質問・ご相談に対応いたします。

〔住居確保損害に関するご質問の例〕

東電から請求書が届いたが、賠償上限金額について詳しく教えてほしい。

マンションを購入する場合も住居確保損害は適用されるか？

中古住宅を購入してリフォームする費用は支払われるか？

〔その他ご質問の例〕

ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)への申立て方法を教えてほしい。

家財の個別賠償について詳しく知りたい。

自主的避難の賠償について知りたい。

原発事故により〇〇市へ避難されている皆様へ

東京電力福島第一原子力発電所の事故による長期にわたる避難生活へのご心労に対し、心よりお見舞い申し上げます。

今回、政府出資の原子力損害賠償・廃炉等支援機構が、福島県外へ避難されている皆様へ説明会と個別相談会を開催いたします。

午前の全体説明会は、避難指示区域の皆様を対象に、平成26年7月23日に東京電力から発表されました「住居確保にかかる費用の賠償」や、「墓石等の修理にかかる賠償」「家財の個別賠償」等に関しまして、弁護士が詳細にご説明をいたします。

避難指示区域の皆様への「住居確保にかかる費用の賠償」は、今後の生活再建に大きく関わる重要な内容となりますので、是非お聞きいただきたい内容です。

午前・午後の個別相談会は、原発事故により損害を受けた皆様方全員（旧緊急時避難区域の方や自主的避難の方も含みます。）がご相談いただけます。また最近の賠償状況における情報収集の場としてもご活用ください。

是非、ご参加ください。

※原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく政府出資の組織です。第三者の立場で損害賠償の円滑な実施を支援するために皆様の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行っております。

〇 〇 市 役 所
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

★ 説明会・個別相談に関するお問い合わせ・ご予約に関して
原子力損害賠償・廃炉等支援機構
フリーダイヤル 0120-330-540 (9:00~17:00 年中無休)

